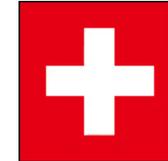


EPA活用マニュアル



・・・日本スイスEPA版・・・



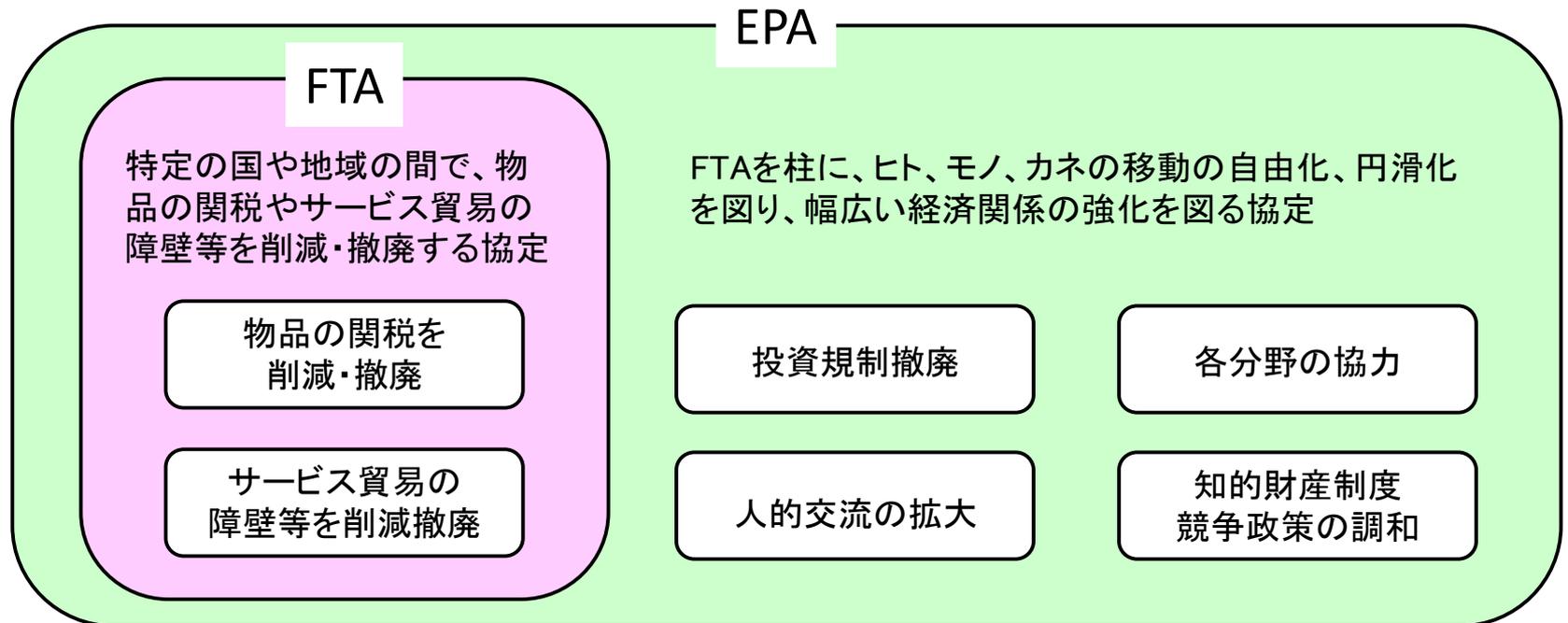
第1部	特恵税率適用までの流れ	02～08頁
第2部	関税率表の見方	09～16頁
第3部	譲許表の見方	17～22頁
第4部	原産地規則とは何か	23～28頁
第5部	原産地証明書	29～40頁
第6部	積送基準、GSPなど	41～44頁

2017年12月15日更新

ジェトロ・貿易投資相談課

日本スイス経済連携協定(JSFTEPA)は
2009年9月1日発効！

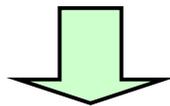
経済連携協定 EPA・・Economic Partnership Agreement
自由貿易協定 FTA・・Free Trade Agreement



日スイスEPAの発効により...

- ★ 日本からスイスに輸出する物品、および
スイスから輸入する物品の関税が削減・撤廃される品目がある
 - 即時撤廃になるもの
 - 段階的に削減し、いずれ撤廃になるもの
 - 除外するもの...関税の削減・撤廃が行われないもの

- ★ 日スイスEPA特恵税率
...日スイスEPAによって、削減・撤廃される税率



- ★ スイスに輸出(またはスイスから輸入)する物品の特恵税率を調べ、
特恵税率適用を受けるための原産地証明書を取得する

EPA特恵税率が適用されるための要件

1、2、3のすべてが必要

1. 対象輸入産品にEPA特恵税率が設定されているか？

日本からスイスに輸出・・・スイス側EPA特恵関税率表を確認
スイスから日本に輸入・・・日本側EPA特恵関税率表確認
将来の関税引き下げスケジュールは両国各々の譲許表を参照

2. 輸入貨物にEPA特恵税率の適用資格(原産資格)があるか？

- 2-1 原産地規則を満足していることおよび積送基準を満足していること
- 2-2 そして、それを証明すること

原産地規則を満足している証明は原産地証明書

積送基準を満足している証明は運送要件証明書(通しの船荷証券の写し等)

3. 特定原産地証明書および運送要件証明書(通し船荷証券の写し等)を輸入国税関に対して提出すること

EPA特恵関税を利用するための手順(輸出の場合)

1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出先が決定したら輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば輸入者に文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)にてHSコードを確認してもらう。

HSコード6桁はHSコードを使用している国では共通であるが、5年ごとに改定される。日本が締結している経済連携協定では 以下のとおりそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率:各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

4. 対象輸出品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たし、それを証明し、特定原産地証明書を受給して輸入者に送る

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である

日本商工会議所 「特定原産地証明書発給申請マニュアル」 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

EPA特恵関税を利用するための手順(輸入の場合)

1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)によるHSコードを確認。

協定の原産地規則を調べた後、利用するEPA/FTA特恵関税を確認し、そのHSコードを輸出者に連絡する。

HSコード6桁はHSコードを使用している国で共通であるが、5年毎に改定される。日本が締結している経済連携協定ではそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合に適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率:各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

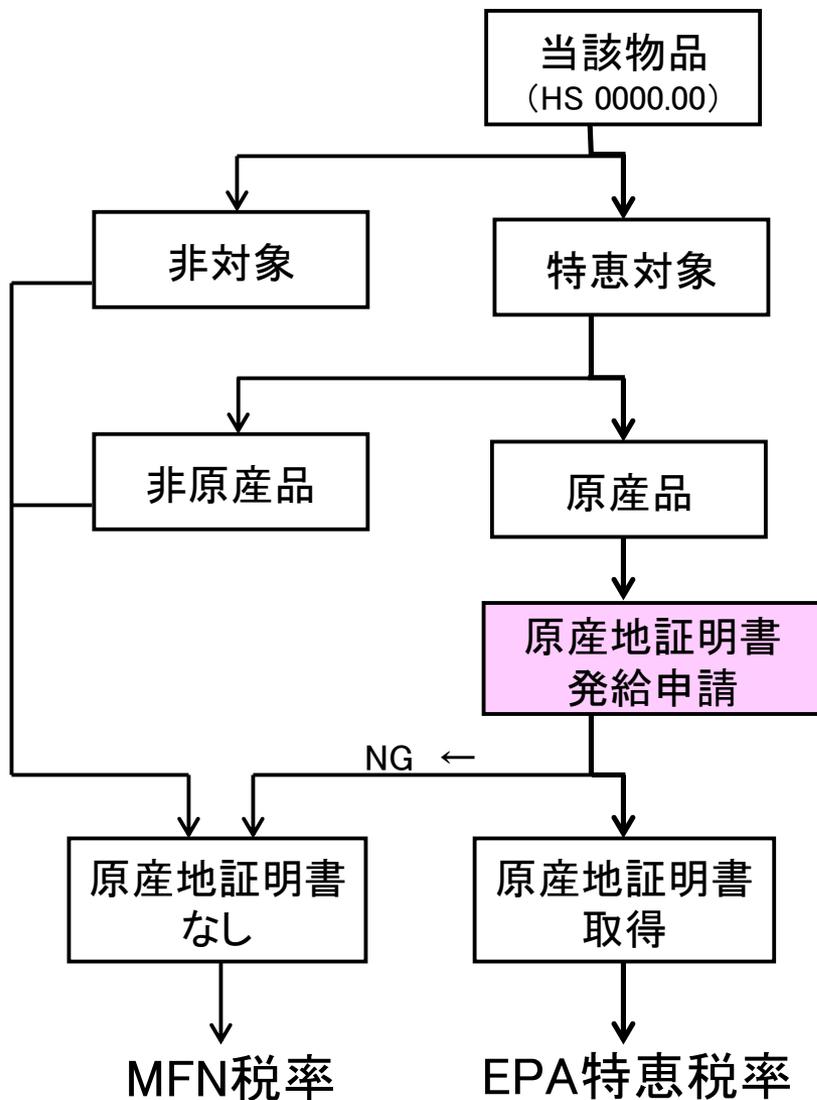
4. 対象輸入産品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たしていることを輸出者に確認する

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である。

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

5. 対象輸入産品とその特定原産地証明書が到着後、EPA/FTA特恵関税適用を申告する輸入申告書に特定原産地証明書、船荷証券の写し、通常の輸入申告に必要な書類を添付して税関に提出する

日本からの輸出にEPAを利用する場合



HSコードが分からない場合、

- ・輸入者を通じて輸入国税関に照会する
- ・または、過去に同じ産品を同じ国に輸出した実績があれば、その輸入許可書上のHSコードを確認する(11-12頁参照)

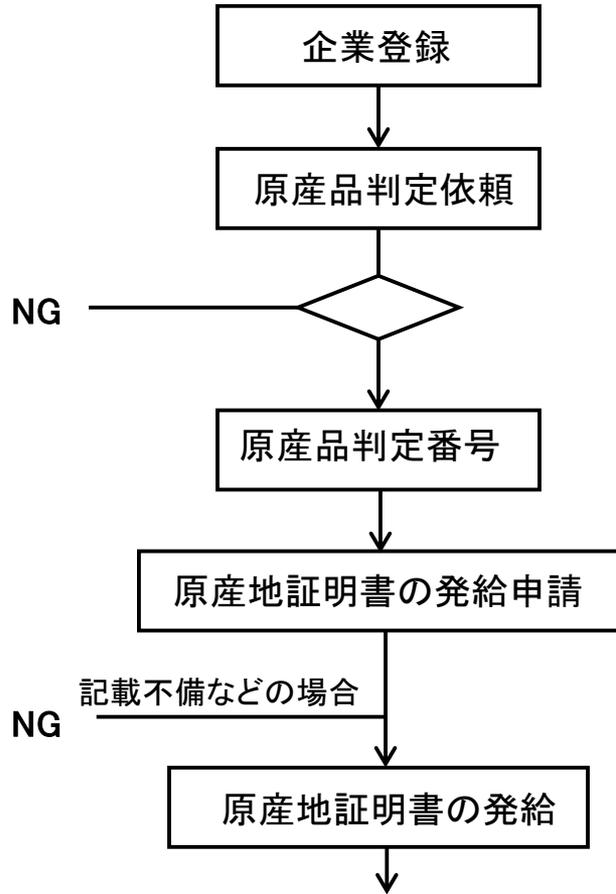
特恵関税を関税率表および協定附属書1(譲許表)から調べる

原産地規則を協定附属書2(原産地規則)から調べる

日本商工会議所(および各地商工会議所)に原産地証明書の発給を申請をする(次頁参照)

	関税率表および譲許表 (原産地規則は締約国共通)	発給申請
輸出	スイス側を調べる	日本で
輸入	日本側を調べる	スイスで

原産地証明書発給の流れ



輸出者および原産品判定依頼を行う生産者の企業登録。
企業登録番号、ログインID、パスワードが通知される。
登録内容に変更がない限り、2年間有効

輸出者が生産者でない場合、輸出者の依頼を受けた生産者が原産品判定依頼を行うには当該生産者の企業登録も必要

当該産品が附属書2(品目別規則)の原産地規則を満足する原産品確認書およびその証拠書類を準備して(5年あるいは3年間保存義務あり)、インターネット上で「特定原産地証明書発給システム」にアクセスし、必要情報を入力し、判定を依頼。必要に応じて、申請に係る物品の原産品確認書、関係者への照会、あるいは調査がある

原産品と判定されると原産品判定番号が付与される。
申請内容に変更がない限り、有効期限なし

輸出者は輸出の都度、原産地証明書を取得する

例えば毎月のように継続して輸出する場合、まず、当該物品の原産品判定を受けておく⇒「原産品判定番号」を取得しておく。以降、輸出の都度、原産地証明書のみ、申請・受給する

輸入締約国の輸入業者に送付
業者は税関に提出、特恵税率で通関

詳しくは日本商工会議所ウェブサイト参照
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tetsuduki.html>

関税率を調べる

- ★ 当該物品のHSコードを確認する
 - HSコードとは・・・すべての貿易品目の分類に用いられる世界統一番号
 - HSコードが分からない時は税関に問い合わせる(11頁参照)
- ★ HSコードから各国の(現在の)特惠関税率を調べる
協定附属書1(譲許表)から調べる。その他以下の調べ方がある。
 - 日本の関税率
税関のウェブサイトから調べる(最新版実行関税率表)
 - スイスなど世界各国の関税率
ジェトロ・ウェブサイトでユーザー登録をして、「WorldTariff」(データベース)から調べる(16頁参照)
- ★ 段階的引き下げ品目の来年度以降の特惠関税率は外務省ウェブサイトにある協定附属書1(譲許表)から調べる(18頁以降参照)
 - 表の4欄に「A」とある品目は発効日に関税撤廃
 - 「Bn」の品目は段階的に毎年引き下げ・・・発効日に最初の引き下げが行われ、以降、日本側は毎年4月1日、スイス側は1月1日に引き下げられる

(参考) 関税分類番号(HSコード)の特定

★正しい関税分類番号確定の重要性

EPAを利用して輸出入取引する場合、まず正しい関税分類番号の特定が極めて重要になる。EPAの物品貿易ではEPA税率、品目別規則共に関税分類番号(HSコード)をベースに規定されている。従って、関税分類番号を間違えると税率・品目別規則が異なることになり、EPA本来の貿易自由化等の意図が反映されなくなることがある。EPAを利用した取引でHSコード違いのトラブルが多発しているため、要注意。

★関税分類番号(HSコード)とは？

通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく。このHS条約は1988年1月から発効しており、2017年7月現在155カ国・地域が加盟、HS適用国(含HS条約非加盟国など)は208カ国・地域にのぼる。

HS: Harmonized Commodity Description and Coding System

★関税分類と統計品目番号

HS条約では6桁を条約加盟国共通とし、7桁目～10桁目の4桁分の数字は各加盟国が独自に細分化し番号を付与して統計用に使用したり、独自の通関システムに使用する番号を付与するなどして利用できる。日本の場合、6桁に3桁の統計品目表の細分番号を加えた数字を統計用として使用している。EPAでは6桁の関税分類番号(HSコード)で規定されている。

関税分類の事例(さくらんぼの例) 08⇒類、0809⇒項、0809.20⇒号 統計品目番号(さくらんぼの例) 0802.20-000

★取り扱い品目の関税分類番号の特定(HSコードの特定は輸入国税関が行う)

(1) 日本から輸出の場合: 6頁参照

(2) 日本への輸入の場合: 7頁参照

(注) 輸入締約国の税関と輸出締約国税関の関税分類判断が異なる場合は、輸入締約国税関の判断が優先する。

「関税分類(税番)や関税率などについての照会」

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

「事前教示制度(品目分類関係)」

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>

「事前教示回答(品目分類)の公開について」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203_jr.htm

「輸入貨物の品目分類事例」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm

「関税率表解説・分類例規」で調べてみる

<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

(参考) EPAに係る関税分類番号(HSコード)の取り扱い

★ HSコード体系の改定

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の附属書」は5年ごとに改定される。2017年1月1日より関税定率法別表(関税率表)および輸出入統計品目などは2017年版HSコードに基づく表記に改定されている。現在ではHS条約加盟国のほとんどで輸出入申告書等の手続きは2017年版(最新版)HSコードに基づいて行われている。

★ EPA譲許表と輸出入申告にあたってのHSコード

EPAを利用する対象製品の最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更された品目の場合、原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコードは異なるので要注意。(6-7頁参照)

参考資料:

税関「関税分類の概要」	http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm
税関「輸出統計品目表2017年版」	http://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/7
税関「実行関税率表2017年5月16日版」	http://www.customs.go.jp/tariff/2017_5/
税関「輸入手続きの便利な制度」	http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a
税関「輸入申告書」	http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf
税関「輸入申告書記載要領」	http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf

HSコードに関してのお問い合わせは下記税関担当部署(関税監査官/税関相談官)にご連絡ください。

函館税関:0138-40-4716/0138-40-4261
横浜税関:045-212-6156 /045-212-6000
大阪税関:06-6576-3371/06-6576-3001
門司税関:050-3530-8373/050-3530-8372
沖縄地区税関:098-862-8692/098-863-0099

東京税関:03-3529-0700
名古屋税関:052-654-4139/052-654-4100
神戸税関:078-333-3118/078-333-3100
長崎税関:095-828-8669/095-828-8619

日本の実行関税率表

財務省関税局のウェブサイト
 実行関税率表(2016年6月版)

http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生產品
 第1類 動物(生きているものに限る。)

印刷用表示 「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。
 2016年6月7日現在



統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 (Tariff rate)																	単位 Unit					
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	スロ Slovenia	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	オーストラリア Australia	モンゴル Mongolia	I	II	
	2 その他のもの																							
210	① 鞍馬(鞍馬の鞍走用以外の用途に供するものであり、かつ、殺菌しなさいものである旨が命令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
290	② その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭		無税																	関税割当数量 を以てのも の1頭につき 278,25万円	NO
010.29	その他のもの																							
100	1 鞍馬以外のものである旨が命令で定めるところにより証明されたもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
	2 その他のもの																							
210	① 鞍馬(鞍馬の鞍走用以外の用途に供するものであり、かつ、殺菌しなさいものである旨が命令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
290	② その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭		無税																		NO
010.30000	ろ馬	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
010.80000	その他のもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO

出所: 関税局ウェブサイト

関税の種類（日本の場合）

基本税率	協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用
WTO協定税率	WTO全加盟国・地域および二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの製品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束（譲許）している税率（協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される）
一般特惠税率 （GSP税率）	開発途上国で、特惠関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国（特惠受益国）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率（特惠税率）を適用する制度（GSP: Generalized System of Preferences）特惠原産地証明書（Form A）が必要
特別特惠税率 （LDC税率）	特惠受益国のうち、後発開発途上国（LDC）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特惠対象品目を輸入する場合も、LDC特惠税率が適用され、無税となる。LDC特惠税率の適用には、原則として、特惠原産地証明書（Form A）の提出が必要。関税暫定措置法で定められている
協定特惠税率 （EPA特惠税率）	日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日アセアンCEP、日フィリピンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、日ペルーEPA、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPAの協定税率

	協定	非協定
特惠	EPA特惠税率 （対：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル）	一般特惠（GSP）税率 特別特惠（LDC）税率
非特惠	WTO協定税率	基本税率

出所：税関「関税のしくみ」、外務省「特惠関税制度」から一部抜粋

日本のMFN税率

WTO加盟国、便益関税受益国及び二国間協定により最恵国待遇(MFN)を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する最恵国待遇税率(MFN税率)は以下の通り決定される

協定税率が設定されている品目	暫定税率が設定されている品目	暫定税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		暫定税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目	基本税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		基本税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	基本税率を適用
協定税率が設定されていない品目	暫定税率が設定されている品目		⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目		⇒	基本税率を適用

MFN: Most Favored Nation (最恵国待遇)

出典: 税関ウェブサイト「税率決定までの流れ」より一部抜粋

ジェットロ・ウェブサイトからスイスの関税率を調べる

世界各国の関税率

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 | サービス | 国・地域別に見る | 目的別に見る | 産業別に見る

目別に見る > 輸出 > 世界各國の関税率

輸出

輸出のコンテンツ一覧

世界各國の関税率

このページを印刷する

米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。「利用規約」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページに必ずご確認ください。

収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特恵税率）の税率も収録されています。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。[詳しく見る](#)

初めての方へ

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。[詳しく見る](#)

登録ユーザーの方

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方はこちらから。「利用方法」をご確認ください。[検索画面へ](#)

初めての方は WorldTariffのユーザー登録が必要

⇒ ジェトロ・ウェブサイトユーザーIDとパスワードが(即)取得可

My Profile | Support | Locations | English | Search or tracking number

FedEx Shipping Tracking Manage Learn FedEx Office

WorldTariff®

Global trade. Optimized.
Your source for international customs duty and tax information.

- Home
- About WorldTariff
- Register
- Testimonials

Registered WorldTariff Users

Need to Register?

ユーザーIDとパスワードを入力してください。

ユーザーID

パスワード

パスワードをお忘れの場合 [パスワードをリセット](#)

[ログイン](#)

News

Canada Post Corporation Issues a 72-Hour Lock-Out Notice

More News

Contact Us

WorldTariff Customer Service
(24 hours a day, 7 days a week)
1 866.268.7602
ftinfo@fedex.com

U.S. Headquarters
FedEx Trade Networks
6075 Poplar Ave, Suite 300
Memphis, TN 38119

New and convenient payment options now available. Register now to access comprehensive customs data. [Learn More](#)

WorldTariffの画面

国名、品目 (HSコード) を選択しSubmitをクリック

WorldTariffSM HS Number Search

Track Manage Learn

仕向け国 輸出先
Switzerland

類/部名
21 - Miscellaneous edible preparations

項
2103 - SAUCES AND PREPARATIONS THEREFOR; MIXED CONDIMENTS AND

テキスト 番号 リセット Submit

Switzerland - Chapter 21 - Miscellaneous edible preparations
Section Notes Chapter Notes End Notes

HS Number	Description	UOM	MFN
2103	SAUCES AND PREPARATIONS THEREFOR; MIXED CONDIMENTS AND MIXED SEASONINGS; MUSTARD FLOUR AND MEAL AND PREPARED MUSTARD:		
2103.10.00	Soya sauce	100 kg grs	35 CHF/100 kg grs
2103.20.00	- Tomato ketchup and other tomato sauces	100 kg grs	35 CHF/100 kg grs
	- Mustard flour and meal and prepared mustard:		
2103.30.11	-- Mustard flour for animal feeding	100 kg grs	10 CHF/100 kg grs
	-- Other:		
2103.30.18	--- Mustard flour, unmixed	100 kg grs	4 CHF/100 kg grs
2103.30.19	--- Other	100 kg grs	31 CHF/100 kg grs
2103.90.00	- Other	100 kg grs	35 CHF/100 kg grs *

原産地規則

譲許表

- ①MFNと特惠関税を比較して低い方が表示される
- ②どの税率を適用しているかが表示される
MFN税率 (Most-Favored Nation Treatment・・・最恵国待遇)

WorldTariffSM HS Number Search

クイックヘルプ 印刷版

Preferential Duties and Taxes for 2103.30.11 Entering Switzerland

CH HS number 2103.30.11

仕向け国 輸出先
Switzerland

類/部名
21 - Miscellaneous edible preparat

項
2103 - SAUCES AND PREPARATIO

テキスト

Switzerland - Ch Section

輸入に課されるその他の税

Name	Tax Rate	Tax Note
VAT	2.5%	Basis of assessment is duty paid value.

原産国ごとの最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Albania	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied
Algeria	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied
Angola	Free	Least Developed Developing Countries
Argentina	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied
Armenia	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied
Australia	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied
Austria	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied
Azerbaijan	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied
Bahamas	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied
Bahrain	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied
India	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied
Indonesia	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied
Ireland	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied
Israel	5 CHF/100 kg grs	EFTA Trade Agreements with Israel
Italy	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied
Jamaica	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied
Japan	5 CHF/100 kg grs	Agreement on Free Trade and Economic Partnership between Japan and the Swiss Confederation
Jordan	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied
Kazakhstan	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied
Kenya	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied
Kuwait	10 CHF/100 kg grs	MFN Applied

HSコードをクリックすると輸出国ごとに最も低い税率が調べられる

来年度以降の(EPA) 特惠税率は譲許表で調べる(日本側)

外務省

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/torikime.html



ホームページ>外交政策>密着

経済

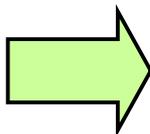
日・スイス経済連携協定

日本側譲許表

原産地規則

和文テキスト(PDF)

- 附属書一(第二章関係) 第十五条に関する表(PDF)
- 附属書二(第二章関係) 原産地規則(PDF)
- 附属書三(第六章関係) 留保に係る表(PDF)
- 附属書四(第六章関係) サービスの国内規制に関する規律(PDF)
- 附属書五(第六章関係) サービス提供者の資格の承認(PDF)
- 附属書六(第六章関係) 金融サービス(PDF)
- 附属書七(第六章関係) 電気通信サービス(PDF)
- 附属書八(第七章関係) 自然人の移動に関する特定の約束(PDF)
- 附属書九(第九章関係) 留保に係る表(PDF)
- 附属書十(第十一章関係) 地理的表示(PDF)



和文テキスト(PDF)

附属書1(第2章関係) 第15条に関する表(PDF)

附属書2(第2章関係) 原産地規則(PDF)

附属書3(第6章関係) 留保に関わる表(PDF)

附属書4(第6章関係) サービスの国内規制に関する規律(PDF)

附属書5(第6章関係) サービス提供者の資格の承認(PDF)

附属書6(第6章関係) 金融サービス(PDF)

附属書7(第6章関係) 電気通信サービス(PDF)

附属書8(第7章関係) 自然人の移動に関する特定の約束(PDF)

附属書9(第7章関係) 留保に関する表(PDF)

附属書10(第11章関係) 地理的表示(PDF)

「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定第十条に基づく日本国政府とスイス連邦政府との間の実施取極」(日本語(PDF) 英語(PDF))

英文テキスト

次頁参照

来年度以降の(EPA)特恵税率は譲許表で調べる (スイス側)

外務省

<http://www.mofa.go.jp/region/europe/switzerland/epa0902/index.html>



[Top](#) > [Regional Affairs](#) > [Europe](#) > [Switzerland](#) > Agreement on Free Trade and Economic Partnership between Japan and the Swiss Confederation

Agreement on Free Trade and Economic Partnership between Japan and the Swiss Confederation

[AGREEMENT ON FREE TRADE AND ECONOMIC PARTNERSHIP BETWEEN JAPAN AND THE SWISS CONFEDERATION \[PDF\]](#)

- [Annex 1 Schedules in relation to Article 15 \[PDF\]](#)
- [Annex 2 Rules of Origin \[PDF\]](#)
- [Annex 3 Lists of Reservations \[PDF\]](#)
- [Annex 4 Disciplines on Domestic Regulation in Services \[PDF\]](#)
- [Annex 5 Recognition of Qualifications of Service Suppliers \[PDF\]](#)
- [Annex 6 Financial Services \[PDF\]](#)
- [Annex 7 Telecommunications Services \[PDF\]](#)
- [Annex 8 Specific Commitments for the Movement of Natural Persons \[PDF\]](#)
- [Annex 9 Lists of Reservations \[PDF\]](#)
- [Annex 10 Geographical Indications \[PDF\]](#)

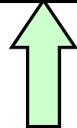
[IMPLEMENTING AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE SWISS FEDERAL COUNCIL PURSUANT TO ARTICLE 10 OF THE AGREEMENT ON FREE TRADE AND ECONOMIC PARTNERSHIP BETWEEN JAPAN AND THE SWISS CONFEDERATION \[PDF\]](#)

スイスの譲許表(関税スケジュール)
Annex 1 Schedule in relation to Article 15 (PDF)
の274以降

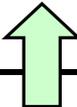
スイスの特惠税率はスイス側譲許表に記載
 (英文テキストの274～324頁)

スイス・生きた羊とヤギの例

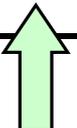
Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5	Column 6
Tariff Line	Description of Products	Category	Preferential Duty Rate Applied (CHF)	Preferential Duty Rate MFN Minus (CHF)	Terms and Conditions
0104	Live sheep and goats:				
0104.10	-sheep:				
0104.1010	--within the limits of the tariff quota (Q.No.4)(breeding animals)	P2		5.00	
0104.1020	--within the limits of the tariff quota (Q.No.5)(for slaughter)	P1 X	20.00		
0104.1090	--other				



当該品目のHSコード(上6桁は各国共通)
 輸出実績があれば過去のHSコードを確認
 輸出実績が無ければ輸入者を通じて輸入国
 税関に問い合わせる(詳細は12頁参照)



日本語の品目名は輸出統計品目表などで確認



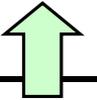
譲許スケジュール
 (次頁参照)



EPA税率



輸入時のMFN税率
 第5欄の数字=EPA税率



適用条件

スイス側譲許表3欄(区分)

3欄	内 容	備 考
A	協定発効日に関税を撤廃（即時関税撤廃品目）	第6欄の規定を満足することがこの協定に規定された関税率適用の条件であり、満足しない場合は原産品であっても適用しない
P1	協定発効日から、第4欄の関税率適用 P1 = (第4欄の数字)	
P2	協定発効日から、輸入時のMFN税率より第5欄に示す率を差し引いた税率適用 P2 = (MFN税率) - (第5欄の数字)	
P3	協定発効日から、対象の加工農産品において、工業エレメント部分の関税を撤廃し、農業エレメントの税率が適用される P3 = (MFN税率) - (工業エレメント)	第6欄にAEの注釈がある品目は次が適用される。 (a) これらの品目に含まれる農業原材料の費用の違いを計算するために農業エレメントの税率が適用される (b) 輸入時に賦課された輸入関税の農業エレメントは、当該品目に含まれる農業原材料のスイス国内市場価格と世界の市場価格の違い相当とし、それを超えてはならない
X	関税撤廃等の譲許なし（協定対象外品目）	
Y	関税撤廃等の譲許なし（協定対象外品目）	19類品目、WTO農業協定第9条規定の輸出補助金は維持される

出所：経済産業省「日本・スイス経済連携協定と原産地規則について」より一部抜粋

- (注) 関税の毎年均等な引き下げの実施に当たって、
- ① 最初の引き下げはこの協定の効力発効日に行う
 - ② その後の引き下げは毎年1月1日に行う

日本側譲許表4欄注釈(区分)

4欄	内容	備考
A	協定発効日に関税撤廃	即時関税撤廃品目 (例: インスタントコーヒー、アロマオイル等)
Bn	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な関税引き下げにより撤廃	段階的関税引き下げ・撤廃品目、n=3、5、7、9、10、12、15 初回引き下げ: 協定発効日、次回以降引き下げ: 4月1日 (例: 煎ったコーヒー、乾燥果物、ボトルワイン、プラスチック石油製品等)
Pa	協定発効日から6.3%	税率約束品目 (例: ラスク、トーストパン等)
Pb	協定発効日から8.1%	税率約束品目 (例: 朝食用穀物調製品フレーク等)
Pc	協定発効日から8.5%	税率約束品目 (例: 紙巻タバコ等)
Pd	協定発効日から9.6%	税率約束品目 (例: 柑橘類のジャム、フルーツゼリー、マーマレードの一部等)
Pe	協定発効日から12.0%	税率約束品目 (例: 調製食料品の一部等)
Pf	協定発効日から12.6%	税率約束品目 (例: ワッフル、ウエハー等)
Pg	協定発効日から13.4%	税率約束品目 (例: 柑橘類のジャム、フルーツゼリー、マーマレードの一部等)
Ph	協定発効日から17.0%	税率約束品目 (例: 柑橘類のフルーツピューレ、フルーツペーストの一部等)
Pi	協定発効日から19.0%	税率約束品目 (例: ココア調製品の一部等)
Pj	協定発効日から20.0%	税率約束品目 (例: 柑橘類以外のフルーツピューレ、フルーツペーストの一部等)
Pk	協定発効日から23.8%	税率約束品目 (例: チューインガム、砂糖菓子の一部等)
Pl	協定発効日から27.2%	税率約束品目 (例: 柑橘類のフルーツピューレ、フルーツペーストの一部等)
Pm	協定発効日から32.0%	税率約束品目 (例: 柑橘類以外のフルーツピューレ、フルーツペーストの一部等)
Pn	基準税率から11回の毎年均等な引き下げにより5.0%	段階的関税引き下げ品目 (例: 履物の一部、染色したクラスト革の一部等)
Q	第5欄の注釈の条件で関税割当	関税割当品目 (例: 次頁参照)
X	関税撤廃または引き下げの対象から除外	除外品目 (例: 米麦、米麦調製品、牛肉、豚肉、水産IQ品等)

日本側譲許表5欄注釈

5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈	備考
Qa	(i) 関税割当: 割当数量1年目2トン、2年目3.6トン、3年目5.2トン、4年目6.8トン、5年目8.4トン、6年目以降10トン、 枠内税率: 80.75円/kg (ii) 輸出国管理方式	乾燥牛肉
Qb	(i) 関税割当: 割当数量1年目600トン、2年目640トン、3年目680トン、4年目720トン、5年目760トン、6年目800トン、7年目840トン、8年目880トン、9年目920トン、10年目960トン、11年目以降1,000トン (ii) 枠内税率: 29.8%から14.9%までの6回の毎年均等な引き下げにより、削減する (iii) 事前割当方式 (iv) 品種証明が必要 ⇒附属書1別添1ナチュラルチーズ参照	スイス特産ナチュラル チーズの一部
Qc	(i) 関税割当: 割当数量100トン/年 枠内税率: 20.0% (ii) 事前割当方式	砂糖菓子
Qd	(i) 関税割当: 割当数量5トン/年 枠内税率: 無税 (ii) 事前割当方式	無糖ココア調製品
Qe	(i) 関税割当: 割当数量1,500トン/年 枠内税率: 8.0% (ii) 事前割当方式	チョコレート菓子
Qf	(i) 関税割当: 割当数量23トン/年 枠内関税: 21.0% (ii) 事前割当方式 (iii) 品種証明が必要 ⇒附属書1別添1ナチュラルチーズ参照	小売用容器入りチーズホン ジュ(0.9kg以下のもの)

出所: 財務省関税局より一部抜粋

注1 関税割当により輸入される原産品以外のものについては関税に係る約束の対象から除外される

2 輸出国管理方式: 関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当の証明書により行う。輸入締約国は関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う

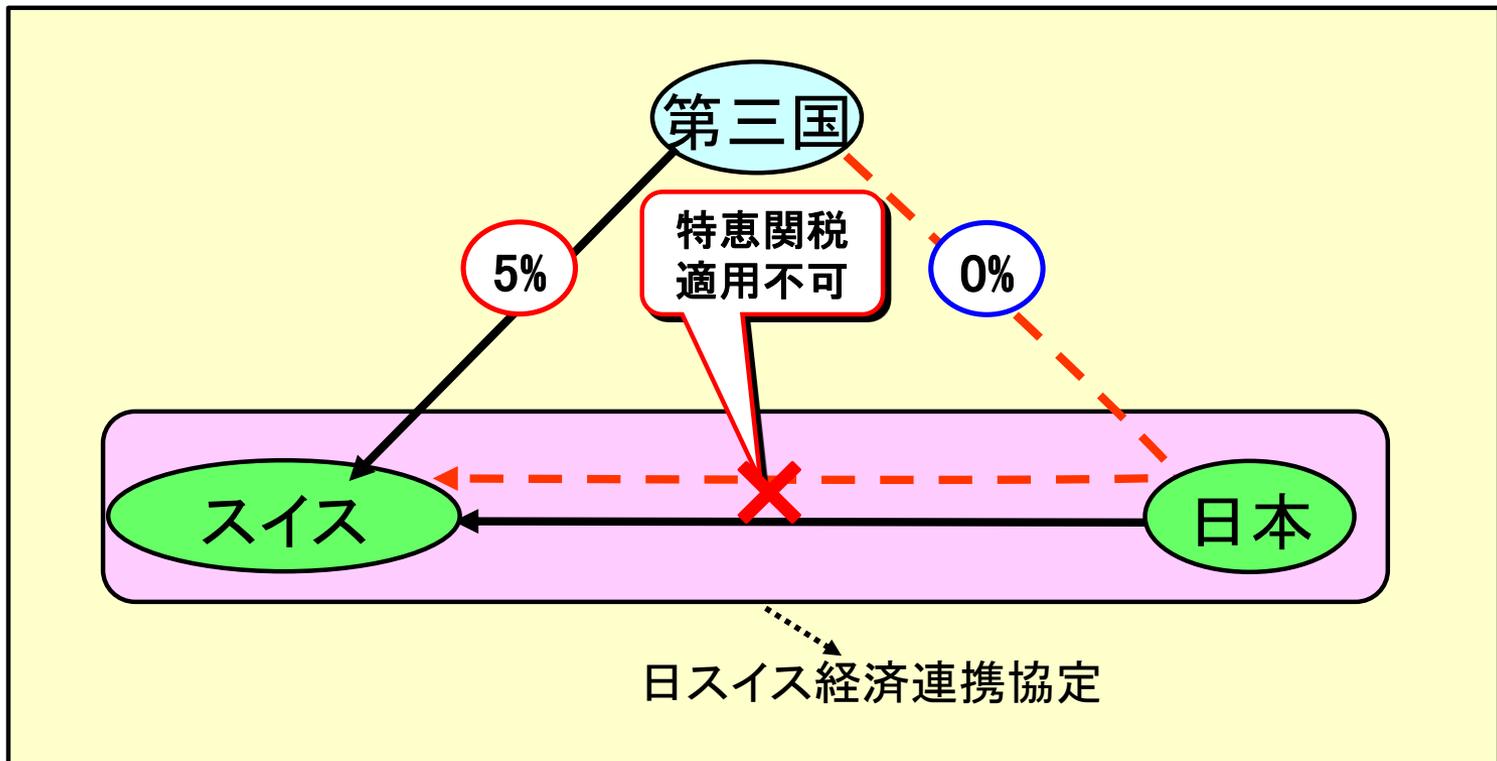
3 事前割当方式: 関税割当は輸入締約国が発給する関税割当の証明書により行う。輸入締約国は関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う

4 関税の毎年均等な引き下げの実施に当たって、
①最初の引き下げはこの協定の効力発効日に行う
②その後の引き下げは毎年4月1日に行う

EPA利用になぜ原産地証明書が必要か？

日本-スイス経済連携協定は二国間の取り極めであり、その特典であるEPA特惠関税は**当該国の原産品に限り**適用される。

従って、当該物品が原産品であることを確認し、それを証明する必要がある。例えば、**第三国から輸入した物品を、日本からスイスに再輸出するケースでは適用されない(迂回貿易回避)**



原産地規則を満たしている商品は「原産品」である

次のいずれかの商品は、締約国の「原産品」である

(1) **完全生産品**

当該締約国の領域において完全に得られる商品（附属書2第3条に定めるもの）

(2) **当該締約国の原産材料のみから生産される商品**

(3) **当該締約国で非原産材料を使用して得られる商品**

(3)-(A) **一般ルール（品目別規則に規定のない品目に適用）**

(3)-(A)-1 **40%の付加価値基準**

当該商品の生産に使用された非原産材料の価額が当該商品の工場渡し価額の60%を超えない商品（当該商品の域内原産資格割合が40%以上であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの）

(3)-(A)-2 **項の関税分類変更基準**

当該商品の生産に使用された全ての非原産材料が項(4桁番号の水準)の関税分類の変更が行われた商品

(3)-(B) **品目別規則**

(3)-(A)の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる商品は、附属書2(付録1)に定める商品

(3)-(B)-3 **付加価値基準**

(3)-(B)-4 **関税分類変更基準**

(3)-(B)-5 **加工工程基準**

原産品であることを判定する主な基準

輸出産品が原産品であるか否かの基準(原産地規則)は、以下の(1)～(3)の規定によるが、日本スイス経済連携協定では(3)の輸出産品の場合、品目別規則(附属書2付録1)を調べ、原産地規則の記載がない品目は附属書2第4条1項の一般規則を満たす必要がある。原産地証明書は、輸出産品がこの基準を満たしていることを審査の上、基準を満たしていれば発給され、認定輸出者は第2種原産地証明書を発行できる

		概要	適用される産品例
(1) 完全生産品		締約国の区域内において、完全に得られる産品を原産品とする(WO)	農産品、動植物、鉱物資源等の天然産品など
(2) 当該締約国の原産材料のみから生産される産品		当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される産品(2次材料以前に非原産材料が使用された場合)	加工食品など
(3) 非原産材料を使用して得られた産品		非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、一般ルールあるいは附属書2付録1(品目別規則)に定める原産地規則をみたまもの	<p>鉱工業品 日本スイス経済連携協定では、鉱工業品の場合、付加価値基準もしくは関税分類変更基準のいずれか一方を満たすことをもって原産品とするルールが多い</p> <p>衣料品、衣料付属品 関税分類変更基準の条件として、産品が締約国内で裁断と縫い合せ、または、裁断と組立てのいずれかが行われていること(その際、織物からの変更は除く)(第61、62類、第63類の一部)</p>
一般規則	(3)-1 付加価値基準	当該産品の生産に使用された非原産材料の価額が当該産品の工場渡し価額の60%を超えない産品(当該産品の域内原産資格割合が40%以上であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの)を原産品とする	
	(3)-2 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号 ^(注2) と完成品の関税分類番号が4桁レベルで変更していれば、完成品の製造国の原産品とする	
品目別規則	(3)-3 付加価値基準	当該産品の生産に使用された非原産材料の価額が当該産品の工場渡し価額の60%を超えない産品を原産品とする(VNM)	注1 関税分類変更基準の記号注釈 CC: 関税分類番号(HSコード)の類(2桁)の水準の変更が行われること CTH: 関税分類番号(HSコード)の項(4桁)の水準の変更が行われること CTSH: 関税分類番号(HSコード)の号(6桁)の水準の変更が行われること
	(3)-4 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号と完成品の関税分類番号が異なれば、完成品の製造国の原産品とする。右欄注1、2参照	注2 関税分類番号(HSコード): 全ての貿易品目の分類に用いられる世界的に統一された番号
	(3)-5 加工工程基準	各製品について、特定の生産・加工工程が行われたことをもって原産品とする	

原産地規則 附属書II付録1の見方

第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び付属品

8523	録音その他これに類する記録用の媒体	
8523.51-		
8523.59	半導体媒体	CTH(第8542項からの変更を除く)又は、VNM 60%
8541.10-		
8541.60	ダイオード、トランジスターなどの半導体デバイス、他	CTH又は、拡散工程又は、VNM60%
8542.31-		
8542.39	集積回路	CTH又は、拡散工程又は、VNM60%
8543.70-		
8543.90	電気機器とその部分品	CHT(第8542項からの変更を除く)又は、VNM60%

関税分類変更基準

付加価値基準

(注)第8541.10号から8541.60号までの各号又は第8542.31号から第8542.39号までの各号に分類される製品のための規則の運用上「拡散工程」とは、適切な不純物を選択的に注入することにより半導体が基板上に形成される工程をいう

- 8523.52 (スマートカード)は項の関税分類変更基準又は60%以下の非原産材料総価額の基準を満たしていれば原産品である
- 8541.10 (ダイオード)は項の関税分類変更基準又は拡散工程基準又は60%以下の非原産材料総価額のいずれかを満たしていれば原産品である

- ①原産地基準の記号は次頁参照
- ②原文は縦書き

原産地規則 附属書2付録1の記号解説

記号	内 容	備 考
VNM 60%以上	非原産材料総価額が60%以下である こと(域内原産資格割合40%以上)	計算式例: $\text{VNM比率} = (\text{VNM}) / \text{Ex-works} \times 100$ VNM比率: Value Rate of Non-originating Materials Ex-works: 工場渡し価格 VNM: Value of Non-originating Materials (非原産材料総額)
CC	各類、項、号の産品への 他の類の材料からの変更	Change of Chapter {類(2桁)の関税分類変更基準}
CTH	各類、項、号の産品への 他の項の材料からの変更	Change of Tariff Heading {項(4桁)の関税分類変更基準}
CTSH	各類、項、号の産品への 他の号の材料からの変更	Change of Tariff Subheading {号(6桁)の関税分類変更基準}
WO	締約国において完全に得られ、 または生産されていること	Wholly Obtained

(注) 対象品目は輸出締約国で生産された産品であること

原産地規則を満たしていることを証明する「原産地証明書」

1. 特定原産地証明書の種類(下記①、②のいずれを利用するかは輸出者が選択)

① 第1種特定原産地証明書(27-30、36-38頁参照)

輸出者が第三者機関(政府または指定機関)に対して、輸出商品が原産地規則を満たしていることを証明する情報を提供し、第三者機関が当該製品の原産性を判定し、発給する特定原産地証明書
⇒ 第三者証明制度

発給機関 (日本側): 日本商工会議所
(スイス側): スイス税関

② 第2種特定原産地証明書(31-35、39頁参照)

政府認定を受けた認定輸出者が発行する特定原産地証明書(原産地申告=商業書類上のDeclaration)
⇒ 認定輸出者自己証明制度

認定機関 (日本側): 経済産業省
(スイス側): スイス税関

2. 特定原産地証明書は:(上記の第1種、第2種特定原産地証明書共に)

提出時期: 輸入申告時

有効期間: 1年間

対象となる輸入は1回限り

第三国で発出されるインボイス: 受け入れ可

遡及発給: あり

再発給: あり

1,000USドルを超えない、または輸入国が規定する額を超えない貨物の場合(日本:20万円)には、提出を要しない

(注) 日本では第1種特定原産地証明書発給申請手続き前、第2種特定原産地証明書作成前に当該製品の原産品確認書とその製品に使用された材料の原産性確認書やインボイス、納品書、農林産品に係る生産証明書、製造証明書、漁獲・養殖証明書、加工証明書、その他各種証明書類を準備して保存しておくこと⇒ 保存義務期間3年間

企業登録申請に必要なデータ

<企業の場合>

- (1) 履歴事項全部証明書(発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 「企業登録申請書」(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

<個人の場合>

- (1) 戸籍抄本(外国人の場合は外国人登録証の写し)、印鑑証明書
(双方共に発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 企業登録申請書(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

原産品判定依頼に必要なデータ

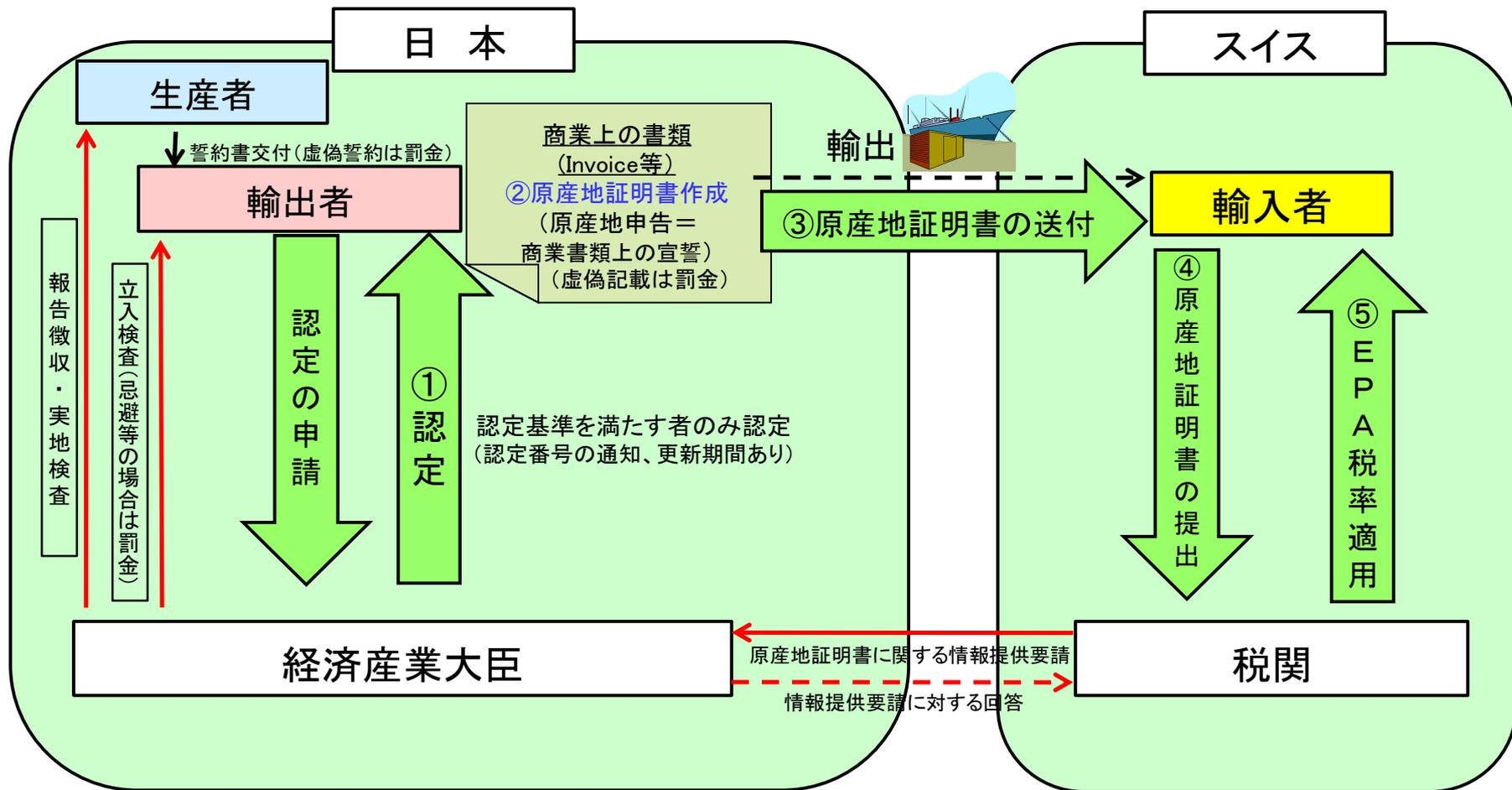
- (1) 判定依頼者、担当者にかかわる情報（企業名、企業登録番号、氏名、所在地、郵便番号、担当者氏名、所属部署、電話番号、FAX、Eメール等）
- (2) 生産者に係る情報（企業登録番号、企業名〈英文・和文〉、所在地〈英文・和文〉、郵便番号、電話番号等）
- (3) 原産品判定を行う輸出製品のHSコードと英文名称
- (4) 原産品判定基準（原材料情報や証明書類に基づいて行った原産品判定基準）
 - A: 国内で完全に得られまたは生産された製品
 - B: 国内において、原産材料のみから生産された製品
 - C: 国内において、非原産材料を使用し生産された製品で、品目別原産地規則（附属書2）の要件等を全て満たす製品
 - ①付加価値基準
 - ②関税分類変更基準
 - ③加工工程基準
 - ④付加価値基準＋関税分類変更基準
- (5) 僅少、累積、代替材の救済規定適用の有無
- (6) 証明資料提出同意通知書（特定原産地証明書発給申請者の企業登録番号、企業名、郵便番号、所在地、代表者名、電話番号、FAX、Eメール、有効期限等）
- (7) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

出所：日本商工会議所「特定原産地証明書（発給申請の手引き）」より一部抜粋

原産地証明書発給申請に必要なとなるデータ

- | | |
|------------------------------|---|
| (1) 発給申請者に係る情報 | 氏名(和文・英文)、企業登録番号、企業名(和文・英文)、役職(和文・英文)、郵便番号、所在地、電話番号、FAX、Eメール、担当者名等 |
| (2) 輸出者に係る情報: | 企業登録番号、社名(和文・英文)、電話番号、FAX、郵便番号、所在地(和文・英文)、Eメール等 |
| (3) 輸入者に係る情報: | 社名(英文)、所在地(英文)、電話番号、FAX等 |
| (4) 原産品判定番号: | HSコード、原産品名 |
| (5) 輸送手段: | 出航予定日、積込地(英文)、経由地(英文)、最終仕向地(英文)、便名(英文) |
| (6) インボイス・産品・荷姿情報 | CE 番号、インボイス日付、インボイス発行者名と所在地(英文)、品名、数量・単位、包装数量・形態(Number and kind of package)、荷印・荷物番号(Marks and numbers) |
| (7) 手数料納付・証明書交付方法 | 手数料現金支払い・振込み、証明書窓口・郵送受取 |
| (8) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある | |

認定輸出者自己証明制度とは？



出所: 経済産業省原産地証明室「認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続きについて」より一部抜粋

認定輸出者に係る認定基準の概要

認定輸出者は原産地証明書を的確に作成できる「知識」と「能力」を有するものとして、基準を満たす輸出者を経済産業省が認定する。その基準は協定の認定輸出者条件に照らして経済産業省令で具体的に規定している（原産地証明法施行規則第14条）

1. 認定申請者が第1種特定原産地証明書の発給を定期的に受けていること

日スイス協定では、当面、半年で8回以上の指定発給機関から、これまで日本が締結してきたEPA締約国向けを含む特定原産地証明書の受給実績があることが要件

2. 原産地証明書の作成を適確に行うために必要な社内体制を有していること

①「原産地証明書作成担当者」の配置

これまでの特定原産地証明書発給申請または原産品判定依頼の実務経験がある者が配置されていること

②「法令業務責任者」の配置

原産品に係る資料・情報等書類の管理、帳簿の記載、変更の届出等を適確に行う者が配置されていること

③「統括責任者」の配置

社内の証明書作成業務全体を統括管理する者を指す。

①及び②の者に対する指揮監督権限が明確化、或いは、連絡・連携体制が整備されていることが要件

（上記①～③の者は、同一事務所内に全員が勤務していることも、また、一人が全て兼務することも可能）

④「経済産業省との連絡体制」を整備していること

⑤「生産者との連絡体制」を整備していること

（④～⑤は相手国や経済産業省からの情報提供要請や立入検査等に対応するため、社内および生産者との適切な情報収集・協力体制ができていることが要件）

出所：経済産業省原産地証明室「認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続きについて」

認定申請手続き-1

1. 申請対象者：輸出者
現時点では、スイス、メキシコ、ペルー向け輸出のみ利用可能

2. 認定申請書類：認定申請書と添付書類

(1) 認定申請書の記載事項（申請手引きの記入例参照）

- ・ 輸出する物品の品名および関税番号
- ・ 生産者から誓約書をもらう場合の当該生産者の氏名
- ・ 認定基準に適合している旨の説明 等
 - * 証明書作成業務に係る社内運営体制および方法
 - * 統括責任者・法令業務責任者・証明書作成担当者各々の適格性
 - * 経済産業省からの照会等に対する社内連絡体制
 - * 生産者との連絡・協力体制の構築状況 等

(2) 添付書類

- ・ 定款、登記事項証明書および役員の氏名・略歴
- ・ 原産地法の欠格条項に該当しない旨の誓約書
- ・ スイス協定および原産地法の規定を遵守する旨の誓約書 等

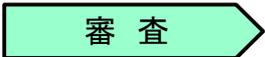
3. 申請の受付および審査

① 申請受付は、経済産業省原産地証明室にて

② 認定申請は、書面およびヒアリングでの審査



申請書類を原産地証明室で受付
書類の不備などを確認後受理



提出書類に基づき書類審査
審査過程で対面でのヒアリング実施



受理後、原則30日程度を目途に審査
審査結果を申請者に通知

③ 認定した場合には、申請者に認定番号を付与

出所：経済産業省原産地証明室「認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続きについて」

認定申請手続き-2

4. その他

(1) 登録免許税の納付

- ・登録免許税法により、認定を受けた者に対して登録免許税(9万円)が課税される
- ・納付方法は、認定後1カ月以内に、銀行や郵便局等に備え付けの納付書で現金を納付し、領収書を経済産業省原産地証明室に提出
- ・認定更新時には課税されない

(2) 認定後の手続きについて

★変更の届出

- ・認定申請時から、
 - a「氏名又は名称及び住所」に変更があった場合には、遅滞なく、
 - b「証明書作成を行う事務所の所在地」や「輸出する物品の品名」に関し変更する場合には、あらかじめ、経済産業省原産地証明室に届出が必要

★認定の更新

- ・認定の有効期間は3年。3年ごとに認定の更新手続きが必要
- ・更新時に実費を勘案した更新手数料を納付する必要あり
(窓口申請 5,000円、電子申請 4,500円)

出所: 経済産業省原産地証明室「認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続きについて」

参考

- (1) 経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室「認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続きについて」
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/approved_exporter_procedure.pdf
- (2) 経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室「原産地証明法に基づく認定輸出者自己証明制度に係る認定申請等の手引き」
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/approved_exporter_guidance.pdf
- (3) 別添(認定申請書の記入例)
<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g90827b08j.pdf>

原産地申告の申告文

Invoice他商業上の書類に以下の原産地申告文を記載する。(この申告文に対する個別署名は不要)

“The Exporter of the products covered by this documents (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, this products are of (産品の原産地) preferential origin”

訳文と根拠規定:

「この文書の対象となる産品の輸出者(認定番号)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地(原産地記載)が特惠に係る原産地であることを申告する」という英文での原産地申告の申告文の記載をする。(協定附属書2第19条に規定する原産地申告(付録3の申告文))

出所:財務省関税局業務課「日スイス経済連携協定 原産地規則の概要」

第一種原産地証明書記載留意事項

日本発行の特定原産地証明書

日本商工会議所
 特定原産地証明書発給申請マニュアル事前準備編70
 頁
http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf

⑧ 日スイス協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
 実際の証明書には印字されません。

1. Exporter (Name, full address, country?) (欄1) 日本からの商品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)		2. Certificate used in preferential trade between: Japan and the Swiss Confederation (sheet appropriate countries, group of countries or territories)	
3. Consignor (Name, full address, country?) (Optional) (欄3) スイスの輸入人(英文名称、住所、国名) (知れうる限り記載)		4. Country, in which the goods are considered as originating: Japan (欄4) 発原国	5. Country of destination: the Swiss Confederation (欄5) 目的国
6. Transport details (Optional) (欄6) 輸送手段、運送事業者、出発地と到着地(国名)の間の輸送の経路		7. Item number, Marks and numbers, Number and kind of packages: (欄7) 項目番号、記号、数量、包装の種類および種類、品名	
8. Gross weight (kg) or other measure (kg, etc.) (欄8) 重量または、他の単位		9. Invoices (Optional) (欄9) インボイス番号と日付 (知れうる限り記載)	
Marks and numbers (フーズマーク、記号、商標等) 品名角英数字、半角記号で300文字以内(制約文字内で主要項目を入力)、自動的に受け入れられるため 送りボタンを押すまで、300文字以内の場合同様にプレビューで確認してください。 Number and kind of packages (包装) 品名角英数字、半角記号で100文字以内(制約文字内で主要項目を入力)、自動的に受け入れられるため 送りボタンを押すまで、1000文字以内の場合同様にプレビューで確認してください。		DECLARATION BY THE EXPORTER (欄11) 宣誓(輸出商標印用紙) I, the undersigned, declare that the goods described above meet the conditions required for the issue of this certificate. (欄12) 輸出者宣誓	

第一種原産地証明書記載留意事項

日本発行の特定原産地証明書

★原産地証明書は、英語で記入

財務省関税局税関
日スイスEPA原産地証明書の
記載様式:

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/switzerland/gaiyou.pdf>

<p>1. Exporter (Name, full address, country)</p> <p>輸出者 (氏名又は名称、正式な住所、国名)</p>	<p>N°</p>	
<p>3. Consignee (Name, full address, country) (Optional)</p> <p>荷受人 (氏名又は名称、正式な住所、国名) (任意)</p>	<p>2. Certificate used in preferential trade between</p> <p>.....</p> <p>And</p> <p>.....</p> <p>(insert appropriate countries, group of countries or territories)</p>	
<p>6. Transport details (Optional)</p> <p>輸送手段の詳細(任意)</p>	<p>4. Country, in which the goods are considered as originating 製品の原産地である国</p>	<p>5. Country of destination 仕向国</p>
<p>7. Remarks 備考</p> <p>原産地証明書が遡及発給される場合には、発給当局が第7欄に“ISSUED RETROSPECTIVELY”と記入。紛失等の理由により原産地証明書が再発給される場合には、発給当局が第7欄に、当初の原産地証明書の発給日及び「DUPLICATE」を記入。</p>		

第一種原産地証明書記載留意事項

スイス発行の特定原産地証明書

財務省関税局税関
日スイスEPA原産地証明書の
記載様式:

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/switzerland/gaiyou.pdf>

<p>(Note1) If goods are not packed, indicate number of articles or state "in bulk" as appropriate.</p> <p>(注釈1) 産品が包装されていない場合には、物品の数を又は適当な場合には "in bulk" ("ばら積み") と記入する。</p>	<p>8. Item number; marks and numbers; number and kind of packages (Note1); description of goods</p> <p style="text-align: center;">品目番号、記号及び番号、包装の個数及び種類(注釈1)並びに品名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一部のスイス特産ナチュラルチーズ(協定附属書1付録1の日本国の表5欄に(Qb)を掲げた品目で関税割当により輸入される品目)については、第8欄の品名の下に、“I, the undersigned, declare that the products described above are classified as (an item number indicated in the column of "Item Number" in the List of Natural Cheeses in paragraph 1 of Attachment 1, Annex I).” 「下名は、上述の産品が(協定附属書1別添1の1「ナチュラルチーズの表」の品目番号欄に掲げる品目番号)に分類されることを申告する。」と記載する。一部のチーズ調製品(協定附属書1付録1の日本国の表5欄に(Qf)を掲げた品目で関税割当により輸入される品目)については、第8欄の品名の下に、“I, the undersigned, declare that the products described above are classified as (Qf).” 「下名は、上述の産品が(Qf)に分類されることを申告する。」と記載する。</p> </div> <p style="text-align: center;">第8欄に空白がある場合、記載事項の最後の行の下に横線を一本引き、空白の部分に交差線を引くこと。</p>	<p>9. Gross weight (kg) or other measure (l,m³,etc.)</p> <p style="text-align: center;">総重量(kg) 其他の計量値 (l,m³等)</p> <p>第9欄の「其他の計量値」はネット重量を含む。</p>	<p>10. Invoices (Optional) 仕入書(任意)</p> <p>第10欄には輸入に使用されるインボイス番号と日付を記入。当該インボイス番号及び日付が原産地証明書に記載されていない場合は、輸入者は税関に対し、輸入申告貨物は原産地証明書に記載された原産品であることが判明するような資料を提出。</p>
<p>(Note 2) Complete only where the regulations of the exporting country require.</p> <p>(注釈2) 輸出締約国の規則によって要求される場合のみ記入する。</p>	<p>11. ENDORSEMENT Declaration certified Export document (Note 2)</p> <p style="text-align: right;">輸出書類(注釈2)</p> <p>Form <u>書式</u> No. <u>番号</u> Stamp 印</p> <p>From <u>発行者</u> Office <u>事務所</u> Issuing country <u>発給国</u></p> <p>Date <u>日付</u> <u>(署名)</u> (Signature)</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>・日付(原則として船積日の日まで⇒それより後の発給を遡及発給として扱う)</p> <p>・署名…輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体の代表者等による署名は、自署又は署名の形状の印字。</p> </div> <p style="text-align: center;">ゴム印は不可</p>	<p>12. DECLARATION BY THE EXPORTER I, the undersigned, declare that the goods described above meet the conditions required for the issue of this certificate.</p> <p style="text-align: center;">場所及び日付</p> <p>Place and date:</p> <p style="text-align: center;"><u>(署名)</u> (Signature)</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>輸出者又はその代理人による記入。 ・署名…自署又は署名の形状の印字。</p> </div> <p style="text-align: center;">ゴム印は不可</p>	<p>(注) ・原産地基準の記載を要しない。 ・関税分類番号(HS番号)の記載は要件とされていない。</p>

第2種原産地証明書の例

Marumaru Motorcycle Co., Ltd.
 1-12-32 Alasaka, Minato-ku,
 Tokyo 107-6006, Japan
 Phone: 81 (3)35825171 Fax: 81 (3)35825662

Tokyo, May 1, 2016
 Invoice No. JTR-0023TM

Invoice

BUYER:
 Kadoka Trading Co., Ltd.
 80 rue de Lausanne,
 1202 Geneva, Switzerland

Contract No.: JTOTM-00186X

Payment: Irrevocable Letter of Credit
 No.THK-00257H at sight in favor of us issued by UBS AG

Shipped per: "Swissair Flight No. LX161 dated June 25, 2016"
 From Tokyo, Japan to Geneva, Switzerland

<u>Case Mark & Nos.</u>	<u>Description</u>	<u>Q'ty</u>	<u>Unit price</u>	<u>Amount, FOB Tokyo</u>
KTC ZURICH JTOTM-00186X CASE No.1-3 MADE IN JAPAN	Motorcycle Model No.MMC-NYS232 with piston engine of cylinder capacity 50cc "Freight Collect"	20 units	US\$853.00	US\$17,060.00
				<u>Total: US Dollars17,060.00</u>

"The exporter of the products covered by this document 2384675 declares that,
 except where otherwise clearly indicated, these products are of Japan preferential Origin".

 Luca Jacob
 Managing Director
 Marumaru Motorcycle Co., Ltd.

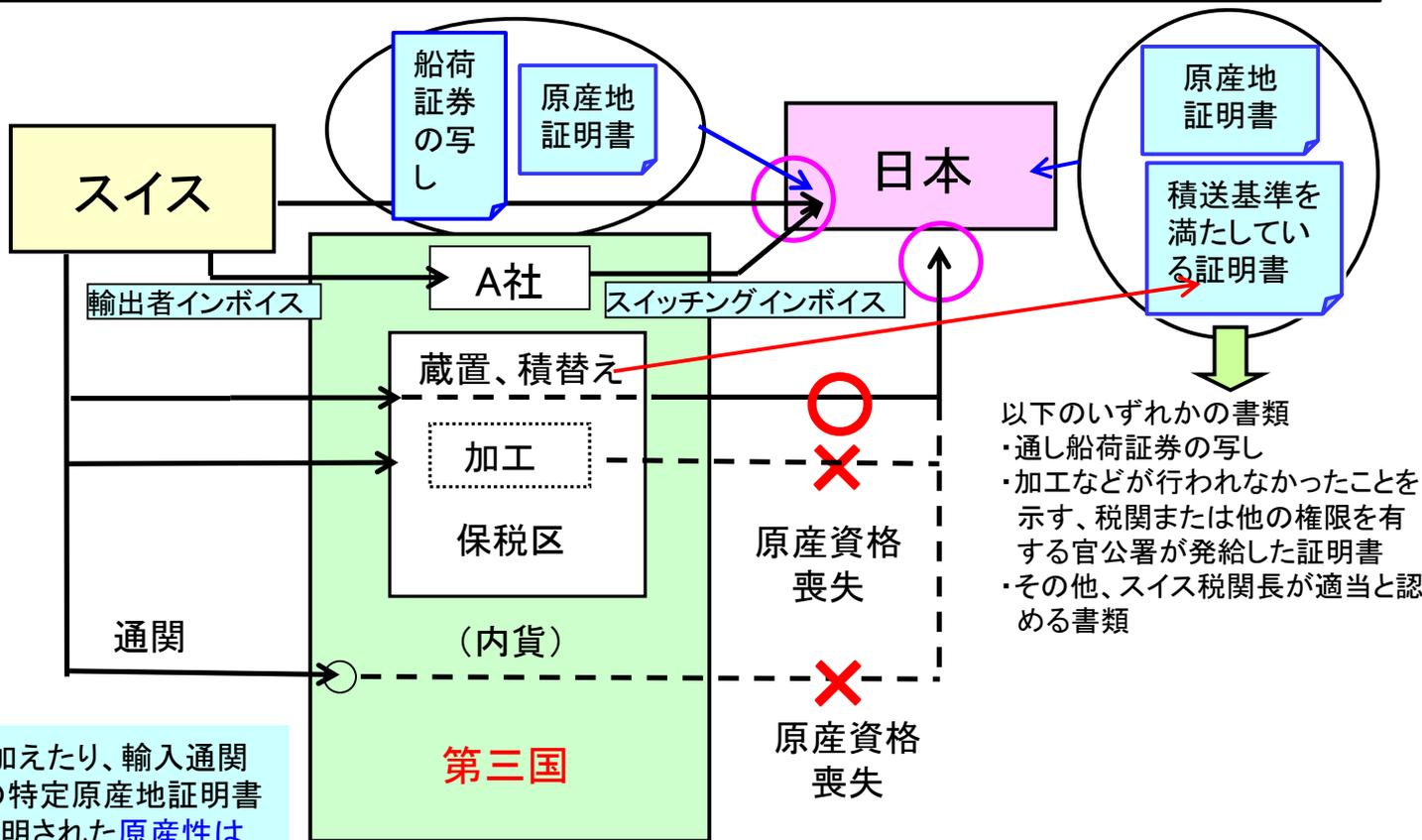
E.&O.E.

(参考) 世界の原産地証明制度

分類		制度概要	FTAの事例
第三者証明制度		輸出者が第三者機関(政府または指定機関)に対して、輸出商品が原産地規則を満たしていることを証明する情報を提供し、第三者機関が当該製品の原産性を判定し、特定原産地証明書を発給する制度	日本-シンガポール、日本-メキシコ、日本-マレーシア、日本-タイ、日本-チリ、日本-インドネシア、日本-ブルネイ、AJCEP、AFTA、中国-ASEAN、韓国-ASEAN、シンガポール-インド等
ハイブリッド型	認定商品制度 (当初、第三者証明、その後は一定期間に限り、インボイス・デklarレーション)	全ての輸出者に対し、最初の輸出時には第三者機関が商品の原産性を認定、その後一定期間は、輸出ごとに原産地証明書を取得することは不要	EU-EFTA(スイスを除く)、EU-メキシコ、EU-チリ、EFTA-メキシコ、EFTA-チリ等
	認証輸出者制度	政府または指定された第三者機関によって認定された輸出者に対し、自己証明制度やより簡単な申請方法を適用する制度。認証輸出者以外に対しては、第三者機関による判定が必要	EU-EFTA(スイスを除く)、EU-メキシコ、EU-チリ、EFTA-メキシコ、EFTA-チリ、日本-スイス、日本-メキシコ、日本-ペルー、EU-韓国等
自己証明制度		全ての輸出者が、自らの責任で原産性を証明する制度	NAFTA、米国-豪州、米国-シンガポール、P4、シンガポール-NZ、メキシコ-チリ、タイ-NZ、米国-韓国等
自己申告制度		輸出者、生産者または輸入者が原産品申告書を作成し、輸入者がEPA税率を適用して輸入申告する際に原産品申告書のほか、原産品であることを明らかにする書類を輸入国税関に提出する制度	日本-豪州(第三者証明制度も適用)

積送基準 リンボイス

積送基準はEPA特惠関税適用の要件1つである。積送基準は直接輸送とも言われ、輸出国から輸入国まで対象産品の原産性を維持したまま輸送する事を要求している。従って、第三国で蔵置、積替えて輸送する場合は、税関またはその他の権限を有する官公署発給の原産品の資格を失っていないことを証明する書類が必要。第三国で発出されるインボイスの受入れは可能



EPAでは第三国で加工を加えたり、輸入通関すると、例え輸出国発行の特定原産地証明書があっても、その時点で証明された原産性は失効したことになるので注意を要する

スイス側関連情報

スイス経済省

https://www.seco.admin.ch/seco/en/home/Aussenwirtschaftspolitik_Wirtschaftliche_Zusammenarbeit/Wirtschaftsbeziehungen/Freihandelsabkommen/Partner_weltweit/japan.html

The screenshot shows the SECO website page for Japan. The main heading is "Japan". Below it, a paragraph describes the Agreement on Free Trade and Economic Partnership (FTEPA) signed on 19 February 2009. To the left, there is a list of "Partners worldwide" including Canada, Central America States, Chile, China, Colombia, GCC - Gulf Cooperation Council, Hong Kong, China, India, Indonesia, Japan, Malaysia, Mauritius, MERCOSUR, Mexico, Mongolia, Myanmar, Pakistan, Peru, Philippines, SACU - Southern African Customs Union, Singapore, South Korea, Thailand, and Vietnam. Below the heading, there are tabs for "Legal framework", "Further information", and "Press releases". Under "Legal framework", a list of documents is provided, including the Basic Agreement, Annex I (Schedule of Japan and Switzerland), Annex II (Rules of Origin), Annex III (Reservations of Japan and Switzerland), Annex IV (Domestic Regulations), Annex V (Recognition of Qualifications of Services Suppliers), Annex VI (Financial Services), Annex VII (Telecommunication Services), Annex VIII (Specific Commitments of Japan and Switzerland for the Movement of Natural Persons), Annex IX (Reservations of Japan and Switzerland), and Annex X (Geographical Indications), along with an Implementing Agreement, Joint Declaration, and Record of Understanding. The footer indicates the last modification was on 30.03.2016.

関連マニュアル等

財務省関税局

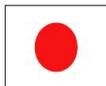
<http://www.customs.go.jp/roo/text/switzerland1.pdf>

日本商工会議所

http://www.jcci.or.jp/gensanchi/swiss_epa_rules_of_origin.pdf



日スイス経済連携協定 原産地規則の概要



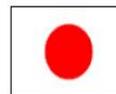
平成21年9月
(平成23年7月：一部改訂)
財務省関税局業務課



出所：税関



日本・スイス経済連携協定と 原産地規則について



2009年8月

出所：日本商工会議所

本資料に関するお問い合わせ

日本貿易振興機構(ジェトロ)
貿易投資相談課

貿易投資相談受付専用

電話:03-3582-5651

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

不許複製 禁無断転載